

# 電気事業法等の一部を改正する法律について (概要)

1. 電気事業法の一部改正
2. 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の一部改正
3. 商品先物取引法の一部改正

平成26年6月  
経済産業省

## 1. 電気事業法の一部改正

- 第1弾改正法のプログラム規定にのっとり、小売参入の全面自由化、安定供給を確保するための措置、需要家保護を図るための措置等を講じる。

## 2. 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の一部改正

- 電気事業法の事業類型見直しに伴い、現行制度において一般電気事業者等に課されている買取義務を、小売電気事業者等へ課す。

## 3. 商品先物取引法の一部改正

- 電力先物取引を可能にするため、先物取引の対象に「電力」を追加する。

# 1. 電気事業法の一部改正

- 本法案は、先の臨時国会で成立した第1弾改正法のプログラム規定( )にのっとり、電力システム改革の第2段階として、小売参入全面自由化、安定供給を確保するための措置、需要家保護を図るための措置等を実施するためのもの。

改正電気事業法(第1弾)附則第11条第1項第1号：平成28年を目途に、電気の小売業への参入の全面自由化を実施するものとし、このために必要な法律案を平成26年に開会される国会の常会に提出すること。

## (1) 小売参入の全面自由化

- 電気の小売業への参入規制を撤廃
- 自由化に伴い、電気事業の種類を見直し、発電・送配電・小売の事業区分に応じた規制体系へ移行

## (2) 安定供給を確保するための措置

- 送配電事業者に対する周波数維持義務
- 送配電事業者に対する地域独占・料金規制による送配電網への投資回収の制度的保証
- 送配電事業者による最終保障サービス・離島への料金平準化措置
- 小売事業者に対する供給力確保義務
- 広域機関による電源入札制度の創設

## (3) 需要家保護を図るための措置

- 一定期間は経過措置として小売料金規制を継続
- 小売事業者に対する需要家との契約時の説明義務等

## 【電力システム改革の実施スケジュール】

	実施時期	法案提出時期
【第1段階】 広域的運営推進機関の設立	平成27年(2015年)を目途に設立	平成25年(2013年)11月13日成立 (※第2段階、第3段階の実施時期・法案提出時期、留意事項を規定)
【第2段階】 電気の小売業への参入の全面自由化	平成28年(2016年)を目途に実施	平成26年(2014年)通常国会に法案提出
【第3段階】 法的分離による送配電部門の中立性の一層の確保、電気の小売料金の全面自由化	平成30年から平成32年まで(2018年から2020年まで)を目途に実施	平成27年(2015年)通常国会に法案提出することを目指すものとする

■ 現在、地域の一般電気事業者には認められていない家庭等への電気の供給を自由化する。

現行制度  
(部分自由化)



小売参入全面自由化後  
平成28年(2016年)目途に実施

【契約kW】  
(電圧V)

自由化部門

- 【特別高圧産業用】大規模工場
- 【特別高圧業務用】デパート、オフィスビル
- 【高圧B】中規模工場
- 【高圧業務用】スーパー、中小ビル
- 【高圧A】小規模工場

電力量 60%  
(2012年度時点)

現在は、  
一般電気事業者 及び  
特定規模電気事業者  
が供給。

【50kW】  
(6,000V)

規制部門

- 【低圧】コンビニ、事業所等  
電力量 5%
- 【電灯】家庭  
電力量 35%

電力量 40%  
(2012年度時点)

現在は、**地域の  
一般電気事業者**  
が独占的に供給。

全ての需要家が  
電力会社を  
選べるように。

現在の一般電気事業者に対して、  
一定期間、料金規制を継続(経過措置)し、需要家保護を図る。

(100~200V)

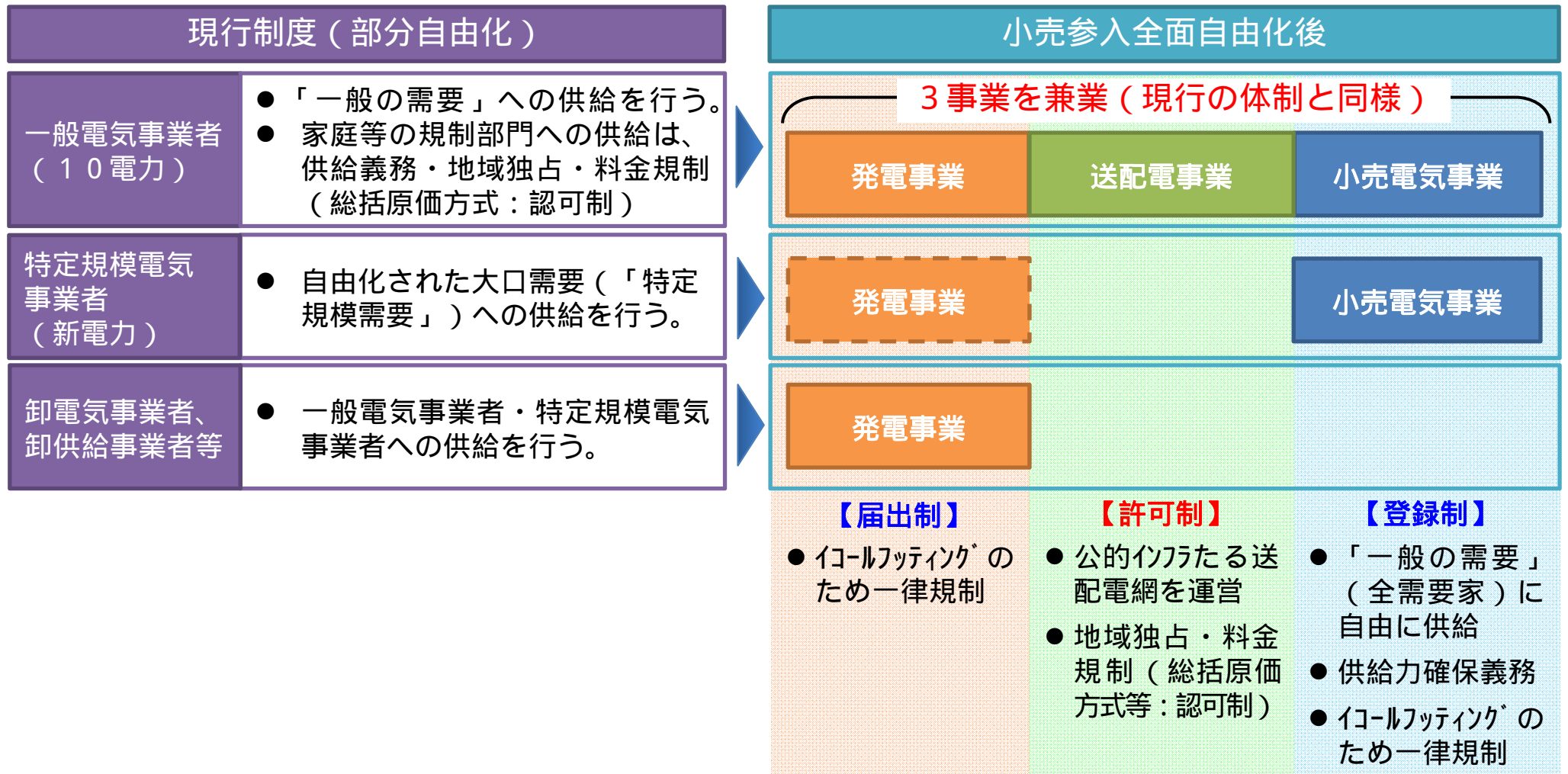
(注)沖縄電力の自由化の範囲は特別高圧需要  
(原則2000kW以上)のみ。

【市場規模】 7.5兆円

【契約数】

一般家庭部門 7,678万件  
 商店・事業所等 742万件

■ 小売参入全面自由化により、「一般電気事業」や「特定規模電気事業」といった区別がなくなることから、発電事業、送配電事業、小売電気事業ごとに、それぞれ必要な規制を課す。(発電事業は届出制、送配電事業は許可制、小売電気事業は登録制とする。)

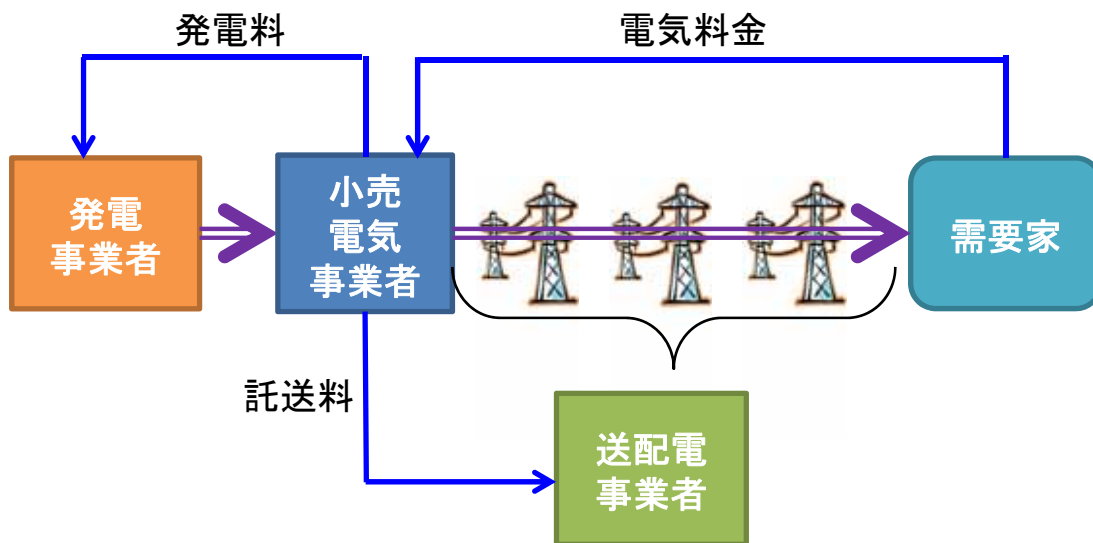


【電気の流れ】

- 発電事業者は、発電所で発電し、小売事業者に売電する。
- 小売電気事業者は、需要家に電気を販売する。
- 送配電事業者は、送配電設備を用いて、小売電気事業者のために電気を需要家に届ける。

【料金の流れ】

- 需要家は、小売電気事業者に電気料金を支払う。
- 小売電気事業者は、発電事業者に発電料を、送配電事業者に託送料を支払う。

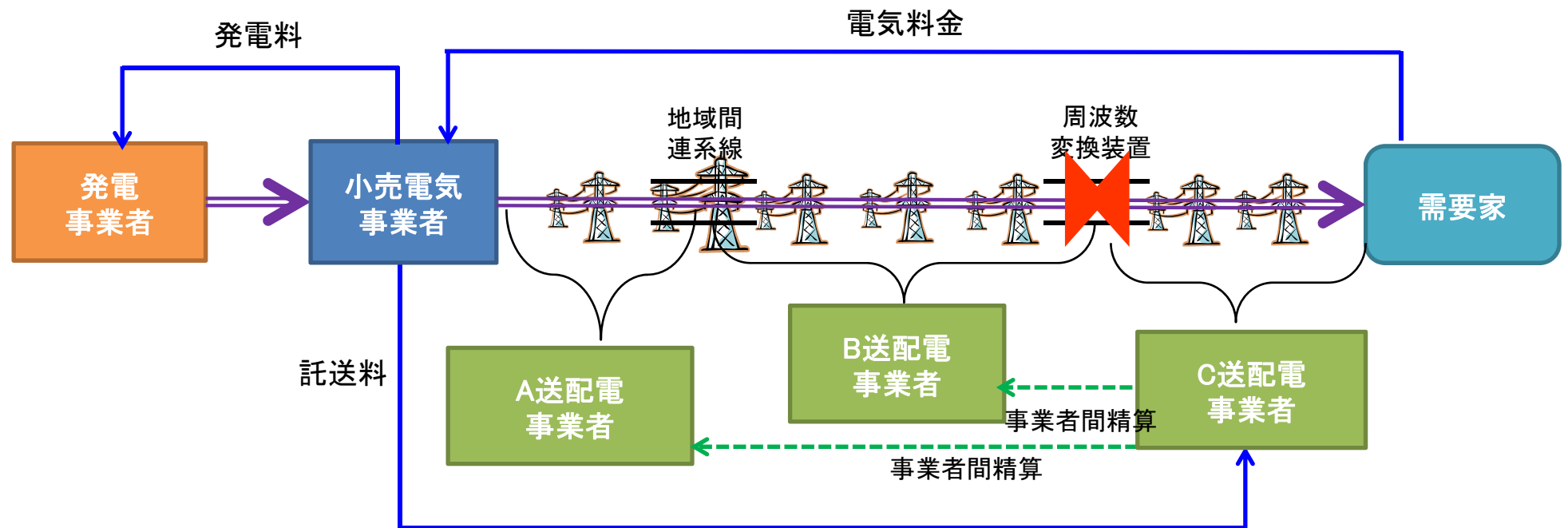


- 一般電気事業者(10電力)は、発電事業、送配電事業、小売事業を兼業する事業者となる。
- 発電所を持っている特定規模電気事業者(新電力)は、発電事業と小売事業を兼業する事業者となる。

【新規参入者の例】

- ① ガス会社が発電所を建設し、発電事業者としての届出と小売事業者としての登録を行い、自らが発電した電力を需要家へ直接電気を販売。
- ② 自動車メーカーが、小売事業者として登録し、発電事業者から電気を購入して、関係会社に対し電気を販売。
- ③ 製紙会社が発電所を建設し、発電事業者としての届出を行い、発電した電力を小売事業者に売電。

- 需要家から離れた区域にある発電所からの電気を小売事業者が販売する場合でも、需要家に電気を届ける送配電事業者(下図:C送配電事業者)のみに託送料を支払う仕組み(託送料はC送配電事業者の管内のものと同じ)。
- 区域を複数またいで、複数回の支払いは必要ないことから、需要家から離れた区域で発電されたからといって割高になることはない。



(注) C送配電事業者は、A送配電事業者とB送配電事業者との間で、通過した電気の量に応じた事業者間精算を行う。各送配電事業者は、区域内の託送料金収入と他の送配電事業者との間の事業者間精算(収入と支払いの差分)によって、地域間連系線や周波数変換装置を含む送配電網の運用及び投資回収を行う。



### 1. 送配電事業者(一般電気事業者の送配電部門)による措置

#### (1) 需給バランス維持を義務付け(周波数維持義務)

※これまでは一般電気事業者が専ら自社電源を使って需給調整を行ってきたが、今後は現在の一般電気事業者以外の多様な電源も調整力として活用していく。

※送配電事業者は需給バランスを維持するため、発電事業者と需給調整のための契約を締結することとなるが、その際、発電事業者が送配電事業者からの需給調整要請に応じることを義務づける。

#### (2) 送配電網の建設・保守を義務付け

#### (3) 最終保障サービス(需要家が誰からも電気の供給を受けられなくなることはないよう、セーフティネットとして最終的な電気の供給を実施)を義務付け

#### (4) 離島のユニバーサルサービス(離島の需要家に対しても、他の地域と遜色ない料金水準で電気を供給(需要家全体の負担により費用を平準化))を義務付け

これらを着実に実施できるように、現行と同様の地域独占と料金規制(総括原価方式等:認可制)を措置

### 2. 小売事業者による措置

#### ■ 需要を賄うために必要な供給力を確保することを義務付け(空売り規制)

※①参入段階・②計画段階・③需給の運用段階、それぞれにおいて、国や広域的運営推進機関が確認を行い、実効性を担保。

### 3. 広域的運営推進機関による措置

#### ■ 将来的に日本全体で供給力が不足すると見込まれる場合に備えたセーフティネットとして、広域的運営推進機関が発電所の建設者を公募する仕組みを創設

- 各小売電気事業者が、自らの顧客需要に対して責任を持って供給を行うよう、必要な供給力を確保する仕組み(空売り規制)を設ける。

### (1) 参入段階における対応

- 小売電気事業者に対し、国の登録を受けることを義務付け。
- 申請時には、当面の需要想定と供給力確保の見込みの提出を求める。
- 国は、小売電気事業者が必要な量の電気を確保することが見込める場合に、登録を行う。

### (2) 計画段階における対応

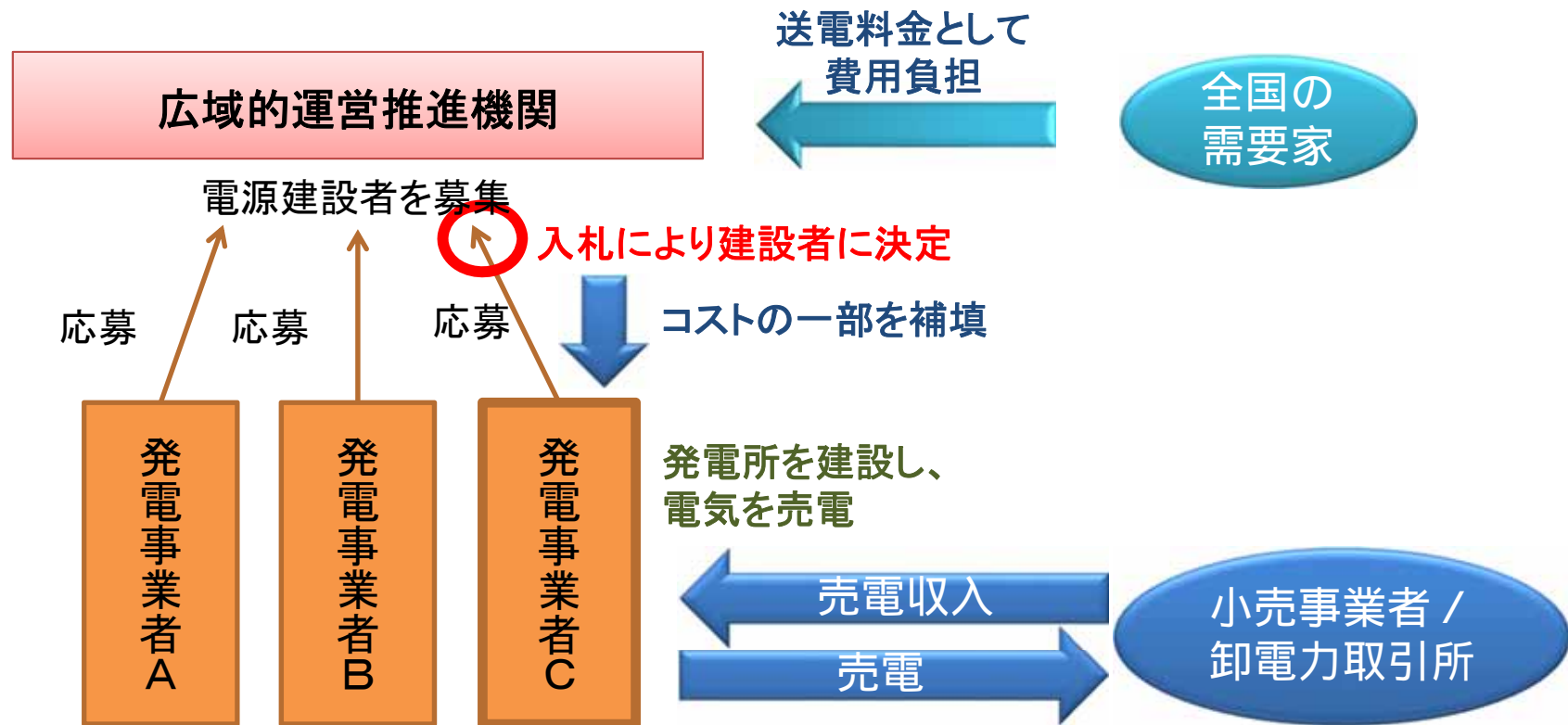
- 小売電気事業者に対し、毎年度、①長期(10年間)の年次の需要想定と供給力の確保計画、②翌年度の月次の需要想定と供給力の確保計画を、「供給計画」として、広域的運営推進機関を經由して、国に提出することを義務付ける。
- 国及び広域的運営推進機関は、小売電気事業者の供給計画が適切であるか否か(自社保有電源の稼働見込みや相対契約による電源の確保状況など)を確認。

### (3) 需給の運用段階における対応

- 供給計画の提出後、実需給の運用段階でも、小売電気事業者は、需要に応じた供給力を確保する義務を負う。

(※) 実需給の段階で、小売電気事業者が供給力不足により需給バランスを確保できなかった場合、送配電事業者によりその不足分の補給が行われるため、安定供給に支障が生じることはない。これに必要な対価は、当該供給力不足を発生させた小売電気事業者が、送配電事業者に対して支払う。

- 発電事業者に対し毎年度、向こう10年間の発電所の建設計画の提出を義務付ける。
- 広域的運営推進機関は10年間の日本全国の需要を予測し、発電所の建設計画と照らし合わせ、全国の長期の需給バランスを確認。
- 将来の供給力が不足すると見込まれる場合、電源の新規建設や維持・更新に必要な資金の一部を補填することを条件に、広域的運営推進機関が発電所の建設者を募集。そのための資金は、送電料金として全国の需要家から広く薄く回収。これにより、最終的には供給力が確保されることを担保。



1. 経過措置として、一定期間、料金規制を継続する。

- 競争が不十分な中で電気料金の自由化を実施した結果、電気料金の引上げが生じることのないようにする。

※経過措置の解除については、実際に競争が進展しているかを確認した上で行う。

2. 小売電気事業者に対し、需要家保護のための規制を課す。

- 契約条件の説明義務(※)、書面交付義務(※)、苦情処理義務、名義貸しの禁止、事業休廃止時の周知義務を措置する。

※代理店にも同様の規制を課す。

### 1. 電力債の一般担保

- 電気事業法の一般担保(※1)については、改正電気事業法(第1弾)附則第11条第3項第2号(※2)において、第3段階における法的分離の実施に際して検討を行い、必要な措置を講じることとしている。
- 今般の改正では、現在の一般電気事業者の組織や設備保有の実態に変更がないため、これまでと同様に一般担保付社債を発行できるようにするとともに、自主的な分社を妨げないよう、分社後の各社が一般担保付社債を発行できるよう手当てする。

※1)債権者に対し、その会社の全財産について優先弁済権を認めるもの。

※2)改正電気事業法(第1弾)附則第11条

- 3 政府は、中立性確保措置を法的分離によって実施する場合には、次に掲げる措置を講ずるものとする。この場合において、第二号に掲げる措置を講ずるに当たっては、金融市場の動向を踏まえるものとする。
- 一 (略)
  - 二 電気事業を営む者たる会社の社債権者に、その会社の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を与えるための経過措置、前号の規制措置に係る経過措置その他の電気の安定供給を確保するために必要な資金の調達に支障を生じないようにするための措置
  - 三 (略)

### 2. 一般電気事業者への卸売に関する規制の撤廃

- 電気の卸売に係る規制を撤廃し、発電事業者から卸電力取引所や新規参入者への卸売の拡大を促す。

### 3. 卸電力取引所における取引の適正性確保

- 自由化に伴い卸電力取引所での取引の重要性が増すため、現在、私設・任意で運営されている卸電力取引所(※)を法定化した上で、以下の規制を講じる。

不正取引(相場操縦等)の防止

国による市場監視

取引所の運営の適切性確保

※ 現在、日本卸電力取引所(JEPX)では、スポット市場(翌日供給される電気を取引する市場)等が開設され、事業者間での卸電力取引が行われている。

### 4. 保安規制の合理化

- 発電事業に係る規制の見直しに伴い、設計がパターン化されている燃料電池発電設備等の電気工作物について、工事計画の国への届出等を不要とし、設置者による使用前の安全確認及び結果の国への届出のみを課す制度とする。

### 5. 事業類型の見直しに伴う所要の改正

- 電気事業の類型の見直し(発電事業・送配電事業・小売事業の各事業区分に応じた規制体系へ移行)に伴い、一般電気事業、卸電気事業等の現行の事業類型を引用している電気事業法の関係箇所(保安規制部分等)について、所要の改正を行う。

- 電気事業の類型の見直しに伴い、一般電気事業、卸電気事業等の現行の事業類型を引用している電気事業法以外の法律の規定等について、所要の整備を行う。
- 商品先物取引法の改正に伴う所要の整備を行う。

電気事業法の一部改正関係

地方税法  
高圧ガス保安法  
電気工事士法  
大気汚染防止法  
騒音規制法  
水質汚濁防止法  
振動規制法  
湖沼水質保全特別措置法  
特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法  
ダイオキシン類対策特別措置法  
土地収用法  
道路法  
農山漁村電気導入促進法  
武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律  
新型インフルエンザ等対策特別措置法  
電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律  
租税特別措置法  
公共用地の取得に関する特別措置法

電気用品安全法  
国税通則法  
共同溝の整備等に関する特別措置法  
法人税法  
登録免許税法  
電源開発促進税法  
エネルギーの使用の合理化等に関する法律  
消費税法  
地価税法  
電線共同溝の整備等に関する特別措置法  
大深度地下の公共的使用に関する特別措置法  
沖縄振興特別措置法  
旧電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法  
姪 所得税法等の一部を改正する法律  
姪 エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律  
姪 福島復興再生特別措置法

商品先物取引法の一部改正関係

嬰 金融商品取引法  
娵 商品投資に係る事業の規制に関する法律

## 第2弾改正法の主要改正項目(案)

### (1) 小売参入の全面自由化

- ・電気の小売業への参入規制を撤廃
- ・自由化に伴い、電気事業の類型を見直し、発電・送配電・小売の事業区分に応じた規制体系へ移行

一般電気事業者、  
特定規模電気事業者等



発電事業者、小売事業者  
送配電事業者

### (2) 安定供給を確保するための措置

- ・送配電事業者に対する周波数維持義務
- ・送配電事業者に対する料金規制(総括原価方式等:認可制)による送配電網への投資回収の制度的保証
- ・送配電事業者による最終保障サービス・離島への料金平準化措置
- ・小売事業者に対する供給力確保義務
- ・広域機関による電源入札制度の創設

### (3) 需要家保護を図るための措置

- ・一定期間は経過措置として小売料金規制を継続
- ・小売事業者に対する需要家との契約時の説明義務等

## 第1弾改正法(平成25年11月13日成立)のプログラム規定の関連箇所(抄)

平成28年を目途に、電気の小売業への参入の全面自由化を実施するものとする。(附則第11条第1項第1号)

送配電等業務を営む者がその区域において一元的に送配電等業務を営むとともに、電気の電圧及び周波数の値を一定の値に維持すること。(同条第5項第1号ロ)

送配電等業務を営む者が送電用の電気工作物の設置に要する費用その他の送配電等業務に要する費用を適切に回収することを可能とするための措置。(同項第2号)

送配電等業務を営む者が、電気の小売業を営む者から電気の供給を受けられない者への電気の供給を保障すること。(同項第1号イ)

離島における電気の利用者が離島以外の地域と同程度の料金により電気の供給を受けられるようにするための措置及び離島における電気の安定供給を確保するための措置(同項第8号)

電気の小売業を営む者に、その事業における電気の安定供給を確保するために必要な供給能力を確保させるための措置。(同項第3号)

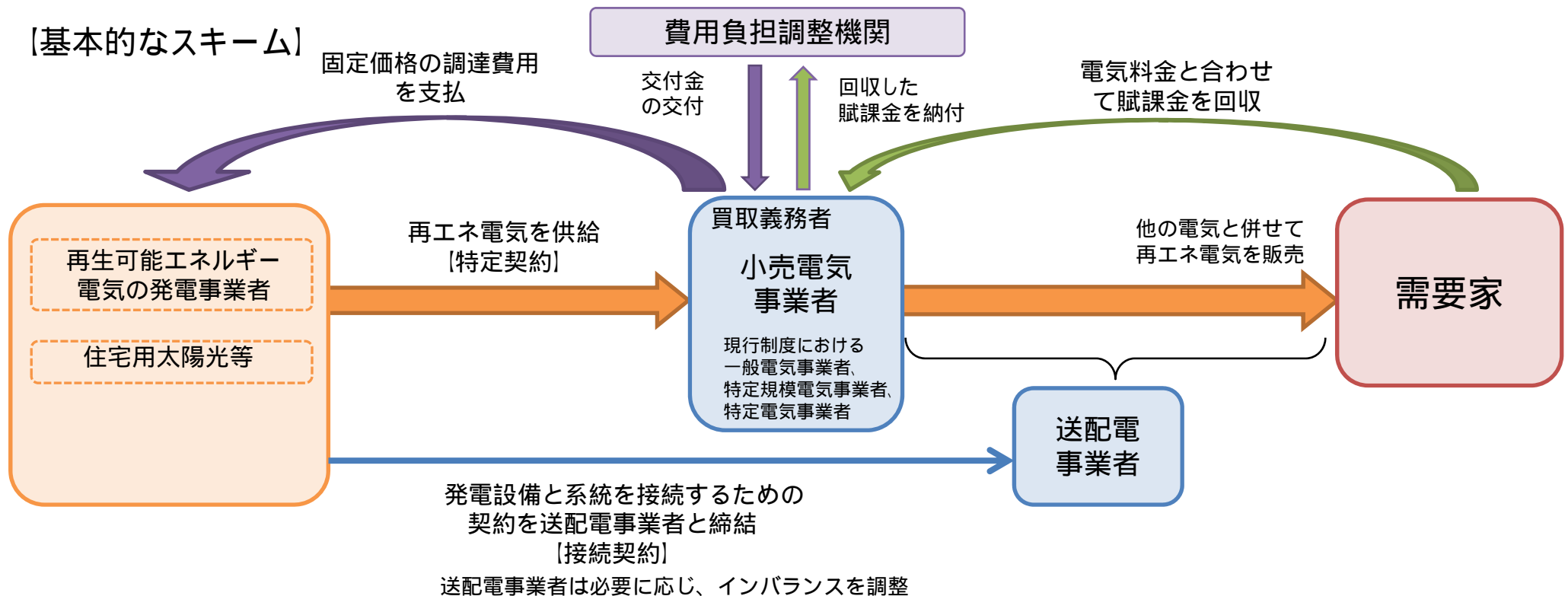
広域機関に、発電用の電気工作物の設置を促進するための業務を行わせるための措置。(同項第4号)

平成30年から平成32年までの間を目途に電気の小売料金の全面自由化を実施するものとする。(同条第1項第2号)

## 2. 電気事業者による再生可能エネルギー 電気の調達に関する特別措置法の一 部改正



- 現行の固定価格買取制度では、電気の需要家に電気を販売する事業者である一般電気事業者、特定規模電気事業者等に対し、再生可能エネルギーの買取義務が課されているが、今般の電気事業法改正により電気事業者の類型が見直されることに伴い、固定価格買取制度上の義務対象者を見直す等の改正を行う必要がある。
- 再生可能エネルギーの最大限の導入拡大を実現するためには、固定価格買取制度の着実かつ安定的な運用が不可欠。この観点から、現行制度における整理と同様、電気の需要家に電気を販売する事業者である小売電気事業者等に買取義務を課す等の改正を行う。



### 3. 商品先物取引法の一部改正

- 現行の商品先物取引法では、法の対象が有体物である「物品」に限られており、電力の先物取引を行うことはできない。
- 今後、卸電力取引所の取引量の増加に応じて、電力先物市場の必要性が増加すると見込まれるため、無体物である「電力」を商品先物取引法の対象に加える。
- なお、今回の法改正で電力先物の法的な制度の手当てを行うが、実際の電力の上場については、現物取引の厚みを見ながら、経済産業大臣が上場の認可の判断を行うことになる。

電力先物市場の主な機能

: 数ヶ月後(数年後)の電力をあらかじめ固定した価格で買う(売る)ことにより、取引価格変動リスクの回避が可能となる。

取引参加者

利用の意義

小売電気事業者

将来卸電力市場から調達する電力の調達価格をあらかじめ確定できる

▶ 小売電気事業者の新規参入を促進

発電事業者

将来卸電力市場に販売する電力の販売価格をあらかじめ確定できる  
(これにより発電所の設備投資費用の回収をより確実化できる)

▶ 発電所への設備投資を促進

大口需要家

将来卸電力市場から購入する電力の購入価格をあらかじめ確定できる

▶ 大口需要家の経済活動を合理化

(参考)電気事業法の一部を改正する法律(第1弾改正法 2013年11月13日成立)

附 則

(電気事業に係る制度の抜本的な改革に係る措置)

第十一条

5 政府は、第一項第一号及び第二号に規定する法律案を国会に提出するに当たっては、次に掲げる措置について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

六 (略)電気の先物取引に係る制度の整備その他の電気の小売業を営む者の間又は電気の卸売業を営む者の間の適正な競争関係を確保するための措置